

日本心理劇学会会則

制 定 1995年12月2日

最近改正 2006年12月3日

名 称

第1条

本会は日本心理劇学会と称する。

心理劇とはサイコドラマ、ロール・プレイング、ソシオドラマ、プレイバック・シアター等即興劇的技法やアクションメソッドを用いて行なう治療的、教育的集団技法の総称である。

第2条

本会の事務局は理事会が決定した場所に置く。

事務局は事務局担当理事がこれを統括する。

目的および事業

第3条

本会の目的は次の通りである。

- 1.心理劇に関する研究の推進。
- 2.心理劇の技術の向上。
- 3.心理劇に関する専門家の育成と交流、
- 4.心理劇実践の拡大と啓発。
- 5.日本国内の関連諸学会との連携・協力。
- 6.国際集団精神療法学会サイコドラマ部門との連携・協力。

第4条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1.会員の研究の促進を目的とする年次大会の開催。
- 2.会員の資質と技能の向上をはかるための研究会・研修会・ワークショップ等の開催。
- 3.会員相互の連携・協力および情報交換のための諸活動。
- 4.資格認定に関する事業。
- 5.学会誌の発行
- 6.その他

会員

第5条

- 1.本会の会員は正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員とする。
- 2.名誉会員は心理劇の発展、研究に貢献し業績のあった者のうち理事会の推薦を受け、総会において決定するものとする。
- 3.本会の会員で年度会費が3年間未納である場合は、常任理事会の承認をもって退会の扱いとする。

第6条

正会員は次の何れかの要件を満たすものとする。

- 1.心理劇技法を用いて治療、教育、福祉、矯正、産業等の分野において、活動に2年以上従事しているもの。
- 2.サイコドラマティスト、ソシオドラマティスト、ロールトレーナー等、国外の資格の取得者。

第7条

準会員は、上記要件に満たないが心理劇に関心を有し、将来会員となり得るもので、その期間は原則として2年とする。

第8条

賛助会員は、本会の趣旨に賛同し 目的及び事業に協力する病院、施設等の諸団体および個人。

第9条

会員の入会は理事会の承認を得て決定する。

- 1.正会員の入会を希望するものは本会の正会員1名の推薦により、本会所定の申込用紙に所要事項を記入して理事会に申し込むものとする。
- 2.準会員および賛助会員の入会を希望するものは、本会所定の申込用紙に所要事項を記入して理事会に申し込むものとする。
- 3.準会員から正会員に変更するものは9条1項の正会員入会に準じて手続きを行う。

第10条

会員は本会の定める倫理規定を遵守しなければならない。

倫理規定に反する行為があった場合は、理事会の決定により除名処分になる場合がある。

第11条

正会員は別に定める細則により、心理劇ディレクターの認定資格を得ることができる。

総会

第12条

総会は正会員をもって組織され、会の重要事項を審議する。

第13条

1. 総会は年1回開催される他、理事会が必要と認めた時に開くことができる。
2. 総会は正会員の10分の1以上の出席によって成立する。
3. 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
4. 年次大会は年1回大会会長により開催される。大会長は理事会の決定により選任される。

組織と運営

第14条

本会は次の役員を置く。

理事若干名および監事若干名を置く。

第15条

理事と監事は会員の申より総会で選任される。

第16条

理事の互選によって理事長をおく。

理事長は日本心理劇学会会長として本会を代表する。

第17条

理事の互選によって常任理事若干名をおく。

理事長および常任理事によって常任理事会を構成する。常任理事会は理事会の委託を受け、本会の運営について執行の任にあたる。

第18条

役員の任期は3年とする。但し、重任を妨げない。

第19条

会員は別に定めるところにより会費を納めなければならない。

会員が会費を滞納した場合に退会したものとみなすこともある。

第20条

本会には各種委員会および地方別、専門別の部会を理事会の承認を経て設けることができる。

第21条

本会則は承認なしに変更することができない。

第22条

本会の会員資格、学会認定資格、事業およびその運営の明細化をするために、別に細則を設ける。

附則

1. 本会則は1995年12月2日より施行する。
2. この会則の規定にかかわらず、本会第1回の総会により役員が決定するまでの間、理事会の佳務を日本心理劇学会設立準備委員会運営委員会が代行する。

附則

本会則は1996年12月8日から施行する(一部改正)。

附則

本会則は2006年2月3日から施行する(一部改正)。

細則 1 (1995年12月2日制定)

会費に関する細則

- 第1条 本会への入会金は3,000円とする。
- 第2条 本会正会員の年度会費は7,000円とする。
- 第3条 本会準会員の年度会費は5,000円とする。
- 第4条 本会賛助会員の年度会費は20,000円とする。

細則 2 (1996年12月8日制定)

専門委員会に関する細則

- 第1条 本会は、編集委員会、研修委員会、用語検討委員会、倫理委員会、資格認定委員会、広報委員会、国際委員会を設ける、それぞれ常任理事が委員会を担当する。